

見積結果報告書

| | | |
|---------|---|----|
| 見積日時・場所 | 平成 29 年 11 月 22 日 10 時 20 分 第1庁舎 第5会議室 | |
| 委託業務名 | 観光交流拠点施設建設工事実施設計業務委託 | |
| 受託者 | 住所 | |
| | 氏名 | 不調 |
| 契約金額 | 円 | |
| 履行期間 | 自 平成 年 月 日 | |
| | 至 平成 年 月 日 | |
| 業務委託場所 | 釜石市鶴住居第16地割地内 | |
| 業務概要 | 観光交流拠点施設建設工事実施設計業務委託 一式 | |
| 随意契約理由 | <p>当該指名業者の構成員であるパシフィックコンサルタンツ(株)三陸沿岸復興事務所は平成29年2月3日付けで「鶴住居駅前地区市街地整備コーディネート業務委託」を受託し、同2月6日付で「鶴住居駅前地区整備に関する協定」を同社と締結している。また、協定に基づき、同3月31日付で、「観光交流拠点施設基本設計委託」を受託しており、観光交流拠点施設基本設計を完了させたところである。</p> <p>構成員のシーラカンスアンドアソシエイツ(株)においても「釜石市鶴住居地区学校等建設工事設計業務委託」および「釜石市鶴住居地区学校等建設工事監理業務委託」を受託し、鶴住居小学校、東中学校の設計・監理を滞りなく業務履行した実績がある。</p> <p>本業務は鶴住居駅前地区に整備予定の(仮称)観光交流拠点施設の実実施設計を行うものであり、同指名業者が実施した本施設建設に関する基本設計の成果や収集整理した情報と他の工事との調整結果を活用する必要があることから、迅速な業務完了のためには上記共同企業体が設計にあたるのが最適であるため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定により、上記業者と随意契約するものである。</p> | |

